

# 官報 号外

昭和六十三年四月二十六日

## ○第一百十二回 国会衆議院会議録 第十九号

昭和六十三年四月二十六日(火曜日)

議事日程 第十七号

昭和六十三年四月二十六日

午後一時開議

第一 国立学校設置法の一部を改正する法律

第二 昭和六十二年度における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案(内閣提出)

第三 宅地建物取引業法及び積立式宅地建物販売法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 昭和六十二年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案(内閣提出)

第五 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する協定を改正する議定書

第六 多極分散型国土形成促進法案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 昭和六十二年度における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案(内閣提出)

日程第三 宅地建物取引業法及び積立式宅地建物販売法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 昭和六十三年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案(内閣提出)

日程第五 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別

の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

午後一時三十三分開議

○議長(原健三郎君) これより会議を開きます。

日程第六 多極分散型国土形成促進法案(内閣提出)

日程第一 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 昭和六十二年度における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案(内閣提出)

日程第三 宅地建物取引業法及び積立式宅地建物販売法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 昭和六十三年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案(内閣提出)

日程第五 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別

○議長(原健三郎君) 日程第一、国立学校設置法の一部を改正する法律案、日程第二、昭和六十二年度における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(原健三郎君) 日程第一、国立学校設置法の一部を改正する法律案及び同

合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔木号末尾に掲載〕

○中村靖君登壇

○中村靖君 ただいま議題となりました両法律案について、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、国立学校設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案の主な内容は

第一に、国立大学共同利用機関との密接な連係協力のもとに教育研究を行う学部を置かない大学院のみの総合研究大学院大学を設置すること、

第二に、三重大学に医療技術短期大学部を併設することとし、また、京都工芸繊維大学に併設されている工業短期大学部を廃止すること。

第三に、臨時教育審議会の答申を踏まえ、大學入試センターの所掌事務を国公私立大學が共同して実施する試験に係る業務及び大學に関する情報の提供等に改めること。

第四回 田和四一人の屋へ行くと、そこで医科大学等に係る職員の定員を改めることなどであります。

本案は、去る二月二日に本院に提出され、四月十四日の本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、同日本委員会に付託されたものであります。

本委員会におきましては、四月十五日中島文部大臣から提案理由の説明を聴取し、同月二十日質疑を行い、同日質疑終局の動議が提出され、本動議は可決されました。

次いで、本案の施行期日を「公布の日」に改める修正案が提出され、採決の結果、本案は修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律について申上げます。  
本案は、私立学校教職員共済組合法の年金の額について、厚生年金及び国民年金における措置について、昭和六十二年の対前年度消費者物価上昇率を基準として、昭和六十三年四月分以後の年金の額を改定しようとするものであります。

昭和六十三年四月二十六日 衆議院会議録第十九号 国立学校設置法の一部を改正する法律案外一案

本案は、去る三月二十五日本委員会に付託され、四月十三日中島文部大臣から提案理由の説明を聴取し、同月十五日及び二十日の両日質疑を行ひ、同日質疑を終了いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)  
本案は修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

○議長(原健三郎君) 両案中、日程第一に付託討論の通告があります。これを許します。鳴崎謙君。

三

鳴崎譲君登壇

○鳴崎謹君 私は、日本社会党・護憲共同を代表し、ただいま議題となりました国立学校設置法一部改正案が本会議に議題として上程されたその手続きが国会運営の慣行を無視した暴挙であることに抗議しつつ、反対の討論を行います。（拍手）

本法案は、学部、学科の新增設部分は別として、今後の日本の学術研究のあり方、さらには受

験地獄の元凶ともいはべき大学入試制度の改悪という重要な二つの提案を含んでおり、慎重審議を必要とするものであります。

文教常任委員会では、法案の付託順に沿って審議を続けてまいりました。当委員会では、著作権法改正案に対する意見書を提出する旨を了承いたしました。

法の一部改正案と本法律に審議入りの三部を決議せ、先議案件となつてゐたのであります。それにもかかわらず、最重要法案であるいわゆる教員の初任者研修にかかる法案を文教委員会へ急遽付託し、その審議入りのため、文教委員会の理事会では、いまだ私学共済法の一部改正案、著作権法

七〇六

て言えないのであります。(拍手)  
以下、本法案が慎重審議を要する内容のもので  
あること、しかも、何ら問題点解決のための質疑  
が行われていないことを明らかにしたいと思いま

まず、総合研究大学院の創設に関連し、以下の五点について疑義があります。

されつつありますが、学部も修士課程も持たず、しかも、大学以外のところに博士課程だけの大学院を設置することは初めての試みであるという点であります。学校教育法によれば、大学は学術の中心とされ、その本来の目的、使命から、当然大

学院課程を持つことを想定しており、大学院課程を有しない大学が学術の中心としては不十分であることを明らかにしているのであります。した

がって、今回の総合大学院の新設は、学校教育制度上の大学及び大学院制度から逸脱し、今後の日本の学術研究体制にとって問題性をはらんでいるのです。

第二には、総合大学院構想は、幾つかの島にまたがる国立大学共同研究機関の基礎の上に大学院を新設しようとしているのですが、このような大學院は、果たして名実ともに教育研究機関となり得るか、まだ未だ明確ではありません。

得るかどうかという点であります。共同研究機関は大学と異なり、特定のテーマによるプロジェクト研究をしており、大学院学生が一定の期間参加して研究を行うことは有益であり、そのような研究参加は現在も行われております。大学から全く独立した大学院が独自の教育機能を持ち得るかどうか極めて疑問であります。

第三には、この大学院では、共同利用機関は大院の母体と言わながら、法律上は「緊密な連係及び協力」の關係とされているにすぎず、具体的には共同利用機関の一部のスタッフが別個の組織である大学院に併任されるものとされている点であります。共同利用機関の教員には教育公務員特例法は完全適用されず、不利益処分に関する条項は除外されているのですが、総合大学院は国立大学であるから教特法は完全適用されるということがあります。したがって、共同利用機関と総合研究大学院との双方を担当する教員は、教特法上矛盾した地位となり、教育公務員特例法上初めてのケースとなるのであります。

第四には、今回の国立大学設置法がもし成立すれば、現行法制のもとでは、個別の総合研究大学院は法律事項でなく政令で措置されることになり、どのような大学院が必要かという判断は政府の恣意にゆだねられ、学術研究者の意向が反映しないおそれがあるのであります。

第五には、この大学院の管理運営の問題があいまいであるという点であります。学長、副学長、参与会、教授会、研究科委員会、運営審議会など多岐にわたる機関のどれがどのような役割を持つか不明であります。この大学院は茨城県、東京都、静岡県、愛知県の四カ所に分散している共同研究機関を基礎とするだけで、本来の教授会を中心とする大学における自治と研究の自由が果たして守られるのかどうか疑問とせざるを得ないのであります。(拍手)

以上のような五つの問題点は何ら明らかにされておりません。

次いで、大学入試センター問題についても以下

の諸点が不明のままあります。

この改組のねらいは、臨教審の第一次答申を受けて、過去九回にわたって実施してきたいわゆる

国公立大の共通一次入試にかわって、私立大学をも包含する新テストを昭和六十五年度から実施することになります。この新テストには、どれだけ私大が参加するかが焦点となっていました。この際、私学全体が慎重な姿勢をとる理由は二つあります。第一には、国公立と同じ物差しを使うことによる大学序列化の心配であります。十年前共通

一次がスタートしたとき、私学側は、画一的な国家統制のおそれのある共通試験は大学本来のあり方から避けるべきだと参加を見送ってまいりました。実際には、国公立の序列化がますます進行しました。実際には、国公立の序列化がますます進行しました。第二には、私学経営への影響であります。受験科目などの負担が少しでも軽い大學に流れる最近の受験生の心理から、私立大学の試験のほかに新テストを課すならば受験生は逃げてしまふおそれがあるからです。

大学入試改革の目的は、大学入試が高校以下の受験地獄を過熱させ、人間不在の教育をはびこらせている現状を改め、受験産業の肥大化に歯止めをかけることでなければなりません。この観点に立つとき、共通一次を強行しようとした昭和五十二年十一月十六日の衆議院文教委員会決議こそが改めて生かされなければなりません。

この決議の第一は、共通一次の実施時期の問題であります。学校教育法では、高校は三年とする

としていることにかんがみ、実施時期は第三学年

のなるべく遅い時期に実施し、後期中等教育の充実に配慮すべきだとしております。新テストは、

共通一次よりも早い十二月に実施し、しかも各大

学がそれ以前の七月に試験科目を指定することに

なっております。これでは第三学年の授業計画が立たず、後期中等教育軽視も甚だしいと言わなければなりません。

第三には、決議では、共通一次テストは後期中等教育の到達度の判定試験とし、国公私立が全部参加できることに努力すべきだとしています。新テストは、以上のよろなことから私大の参加がますます危ぶまれるのであります。

以上のような三つの問題点について、文教委員会での質疑では何ら解決の方策は明らかであります。

〔賛成者起立〕

○議長(原健三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。(拍手)

次に、日程第二につき採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

〔賛成者起立〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。

委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

〔賛成者起立〕

○議長(原健三郎君) これにて討論は終局いたしました。

〔中村喜四郎君登壇〕

○中村喜四郎君 ただいま議題となりました宅地建物取引業法及び積立式宅地建物販売業法の一部

の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

宅地建物取引業法及び積立式宅地建物販売業法

の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕



(外) 報 告 官

本案は、本日宮澤大蔵大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、質疑終了後、討論を行ひ、採決いたしましたところ、多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、昭和六十二年度における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、国家公務員等共済組合法の年金につきまして、厚生年金及び国民年金の改定措置に準じ、退職共済年金等の年金額を消費者物価指数の上昇率を基準として引き上げることとし、この改定を昭和六十三年四月分の給付から実施するほか、所要の措置を講ずるものであります。

本案は、本日宮澤大蔵大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、質疑を終了いたしましたところ、中村正三郎君外四名から、自由民主党提案による施行期日を「公布の日」に改めることとする修正案が提出されました。

次いで、採決いたしました結果、本案は全会一致をもつて修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) これより採決に入ります。

まず、日程第四につき採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原健三郎君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

次に、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への

加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原健三郎君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、昭和六十二年度における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ございません。

〔本号末尾に掲載〕

〔糸山英太郎君登壇〕

○糸山英太郎君 ただいま議題となりました在日米軍労務費特別協定の改正議定書につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本議定書は、日米両国を取り巻く最近の経済情勢の一層の変化により、在日米軍経費が著しく圧迫されている事態にかんがみ、在日米軍従業員の安定的な雇用の維持を図り、もって在日米軍の効果的な活動を確保するため、いわゆる在日米軍労務費特別協定を改正するものであります。

本議定書は、在日米軍従業員に支給される退職手当等に要する経費の我が国による負担について、現行特別協定が費用の二分の一に相当する金額を限度としているところを、費用の全部または一部を負担することに改めること、及び本議定書は現行特別協定の効力の存続期間である昭和六十七年三月三十一日まで効力を有することを規定しております。

○議長(原健三郎君) 日程第五、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認

を求めるの件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長糸山英太郎君。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認

を求めるの件を議題といたします。

本件は、三月十一日に提出され、三月三十一日

本会議において趣旨説明が行われた後、同日外務委員会に付託されました。

委員会におきましては、四月一日宇野外務大臣から提案理由の説明を聴取し、同十五日、二十日及び二十二日に質疑を行い、討論の後、引き続き採決を行いました結果、本件は多数をもつて承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 討論の通告があります。順次これを許します。緒方克陽君。

〔緒方克陽君登壇〕

○緒方克陽君 私は、日本社会党・護憲共同を代表いたしまして、ただいま議題となつております

在日米軍労務費特別協定の改定議定書に対し、反対の討論を行います。(拍手)

この議定書は、昨年地位協定上の特別措置として締結された労務費の特別協定をわずか一年で改定しようといふものであります。政府の無定見をはしなくも国民の前に示すとともに、この一月の

竹下総理訪米の手土産として対米追随の象徴となるなど、決して見過さじにできぬ問題をはらん

だ条約であります。

しかるに政府は、この議定書の目的が日米安保体制の一層の強化にあることをひたすら隠ぺいし、ペルシャ湾の安全航行のための支援策との関係をも否定するばかりか、米国国防費の削減の肩

がわりを日本がさせられているのではないかといふ疑惑について真正面から答えないなど、その態度は決して許されるものではありません。

昭和六十三年四月二十六日 衆議院会議録第十九号

昭和六十三年度の財政運営に必要な財源を國庫に回す法律案外二案 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認



り、私は、本件に心から賛意を表し、討論を終わります。(拍手)

○議長(原健三郎君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(原健三郎君) 採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原健三郎君) 起立多數。よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

#### 日程第六 多極分散型国土形成促進法案(内閣提出)

○議長(原健三郎君) 日程第六、多極分散型国土形成促進法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。土地問題等に関する特別委員長小此木彦三郎君。

#### 多極分散型国土形成促進法案及び同報告書 〔本号末尾に掲載〕

〔小此木彦三郎君登壇〕

○小此木彦三郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、本委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、人口及び行政、経済、文化等に関する機能が過度に集中している地域からこれらの機能の分散を図り、多極分散型国土の形成を促進することにより、住民が誇りと愛着を持つことのできる豊かで住みよい地域社会の実現に寄与しようと

するものであり、その主な内容は次のとおりであります。

第一は、国の行政機関等の移転等についてであります。国は、行政機関等の東京都区部からの移転のために必要な措置等を講ずるものとしております。

第二は、地方の振興開発についてであります。国及び地方公共団体は、地方都市機能の増進、農山漁村、過疎地域の整備等に努めるとともに、地域特性に即した諸機能の集積を図るための振興拠点地域の開発整備を推進する等の措置を講ずるものとしております。

第三は、大都市地域の秩序ある整備についてであります。国及び地方公共団体は、大都市機能の改善等に資する施策の推進に努めるとともに、東京都区部における人口及び諸機能の東京圏における適正な配置を図るために業務核都市の整備を推進する等の措置を講ずるものとしております。

第四は、住宅等の供給の促進についてであります。国及び地方公共団体は、地域の特性に応じつゝ住宅宅地の供給に関する施策の総合的な実施等に努めるものとしております。

第五は、地域間の交流の促進についてであります。国は、総合的な高速交通施策の体系整備、情報の交流機会の増大等に努めるものとしております。

第六は、地域公共団体等への権限の委任、公共事業の実施に関する適切な配慮等に努めます。このほか、国は、地方公共団体等への権限の委任、公共事業の実施に関する適切な配慮等に努めます。

係地方公共団体等相互間の連絡調整を行うこと等により、多極分散型国土形成の促進に関する事業

の円滑な実施に努めるものとしております。

本案は、三月二十五日内閣から提出され、四月十二日本会議において趣旨の説明が行われた後、本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、同日奥野国土庁長官から提案理由の説明を聴取し、四月十八日政府に対する質疑、二十日には参考人の意見聴取、質疑を行い、昨二十五日内閣総理大臣に対する質疑を行った上、同日質疑を終了し、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原健三郎君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(原健三郎君) 〔内閣提出〕の趣旨説明

○議長(原健三郎君) この際、内閣提出、防衛厅設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求める。國務大臣瓦力君。

〔國務大臣瓦力君登壇〕

○國務大臣(瓦力君) 防衛厅設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御

説明いたします。

この法律案は、防衛厅設置法及び自衛隊法の一部改正を内容としております。

まず、防衛厅設置法の一部改正について御説明いたします。

これは、自衛官の定数を、海上自衛隊二百九十五人、航空自衛隊二百二十四人、統合幕僚會議四人、計五百二十三人増加するものであります。これらは、海上自衛隊については、艦艇、航空機の就役等に伴うものであります。

また、統合幕僚會議については、日米防衛協力の推進等のものであります。

次に、自衛隊法の一部改正について御説明いたします。

第一に、航空自衛隊の効率的な隊務運営等を図るため、骨幹組織を整備するものであります。すなわち、航空自衛隊の飛行教育集団、輸送航空団、保安管制気象団及び術科教育本部を廃止し、新たに航空支援集団、航空教育集団及び航空開発実験集団を置くものであります。

第二に、予備自衛官の員数を陸上自衛隊千人、海上自衛隊三百人、航空自衛隊二百人、計五千五百人増加するものであります。これらの増員は、自衛隊の予備勢力を確保するためのものであります。

以上が防衛厅設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同ありることをお願いいたします。(拍手)

により、多極分散型国土形成の促進に関する事業

防衛厅設置法及び自衛隊法の一部を改正する  
法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(原健三郎君) ただいまの趣旨の説明に対し質疑の通告があります。これを許します。広瀬秀吉君。

〔広瀬秀吉君登壇〕

○広瀬秀吉君 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、ただいま議題となりました防衛厅設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案に対し、総理並びに関係大臣に御質問いたします。

きょうは非常に緊急、差し迫った二つの問題がござりますので、昨日政府に質問通告をいたしました以外に、非常に緊急性の高い二つの問題をまずもつて質問をさせていただくことをお許しいただきたいと思います。(拍手)

一つは、いわゆる農畜産物輸入自由化の問題でござります。

先般、輸入自由化十二品目、そのうち十品目自由化の方向ということで、八品目は自由化が決定をした。そして今取り残された二つの、オレンジに代表されるかんきつ類、そしてまた牛肉の自由化にいよいよ踏み切る、こういうことが行われようとしております。しかも、きょうは農林水産大臣がアメリカに急速飛んで、今月中にも二国間の妥結をしようという差し迫った状況にあるわけであります。

このことに対して総理大臣に、これでは日本農業は崩壊をしてしまうのではないか、そしてまた日本の農民の生活は一体どうなるであろうか、また農業から吐き出される失業者というような大問題も解決しなければならない、大変な事態だと思います。食糧はやはり手近で、地元の、國

最大の食糧輸入国であり、これ以上の農畜産物の供給は国政の基本である。わが国は、すでに世界自由化は断じて容認できない。よって、政府は、当面の牛肉、オレンジを自由化しない立場を断固として貫くべきである。」これは先ほど自民党の皆さんにも呼びかけたのであります。が、自民党は残念ながら出られなかつたのであります。が、野党五党を体して総理、外務大臣、農林水産大臣はいかに對処をされるのか、この点を明確にひとつお聞かせいただきたい。(拍手)

第二の問題は、いわゆる奥野発言の問題でござります。

靖国神社参拝の問題が、これが鄧小平さんの発言によって振り回されている、こういう発言は、中国の指導者に対する非礼なことだけではあります。奥野国土大臣の発言は、もう既に前にもならず、他国に脅威を与える、専守防衛に徹する本方針を逸脱するかのとき洋上防衛、あるいはOTHLレーダー、イージス艦の導入へ向けて予算措置を講じたことは、日本国憲法の真精神に照らして断じて認められません。これらの点について、竹下総理の憲法遵守を定めた第九十九条の規定を基本にした率直な見解を求めます。

次に、総理にお伺いしたい点は、防衛論議において欠くことのできない今日的国際情勢についてであります。

既に先刻御承知のとおり、第二次大戦後今日に至るまで、米ソの二大超大国の両極体制が、時にコールドに、時にホットに対立と抗争を繰り返しながら国際情勢を形づくつてしまひました。その結果、米ソの軍備拡張競争、抑止力理論を軸にした核兵器、核弾頭装備ミサイルのとめどもなき開

すが、いかがでござりますか。(拍手)

さて、本来の議題に戻らせていただきます。

今回提出されました法案の内容は、先ほど防衛

府長官から説明があつたとおりであります。それは、なるほどこの問題の具体的な数字などを挙げる議論を抜きにいたします。いずれにしても、我が国の軍事力増強でありますことに間違いはございません。

既に政府は、戦争放棄、戦力不保持の世界に誇るべき平和憲法を持ち、世界唯一の悲惨な原爆被爆体験を持つ国家として、平和国家日本の象徴ともいふべき防衛費の対GNP比1%枠を六十二年度から撤廃し、六十三年度においてはさらに大きくなり一〇・一三%と、二年続いて防衛費を大きく突出させ、憲法無視ともいふべき歎どなき軍事大國化への道を歩み始めたのであります。それのみならず、他国に脅威を与える、専守防衛に徹するというものが国防の基本方針であります。この基準を譲じたことは、日本国憲法の真精神に照らして断じて認められません。これらの点について、竹下総理の憲法遵守を定めた第九十九条の規定を基本にした率直な見解を求めます。

次に、総理にお伺いしたい点は、防衛論議において欠くことのできない今日的国際情勢についてであります。

私は、少なくともこの問題と関連して、我が国

の非核三原則の厳正な運用が今日こそ確保され

るべきであると思ひます。すなわち、核兵器はこれ

をつくらず、持たず、持ち込ませず、この原則は厳肅な国是であります。今や核持ち込ませずの原

則は事前協議という隠れみのによつてなし崩し的

ります。日米安保のもと、相互信頼の美名のもとに我が国の独立と主体性を放棄し、米国の申し出がなければ核持ち込みなしとする態度は、まことに遺憾のきわみであり、日米の眞の友好を確保する道では断じてないであります。少なくとも核搭載と常識的に考えられるロサンゼルス級原子力潜水艦、スブルーアンス級の駆逐艦、空母エンタープライズなどの寄港及び母港化はニュージーランドのロング首相並みにこれを拒否する、このくらいのことを日本の態度としてるべきではないでありますか。総理及び外務大臣にお伺いいたします。

次に、八年間続いたソ連のアフガニスタン侵入による戦争状態、数百万の難民のパキスタンへの流入などアフガニスタンの不幸な紛争状態が今月十四日、アフガニスタン、パキスタン、ソ連、米国、関係諸国において和平合意が調印されました。侵入したソ連軍も今後短期間のうちに撤退する見通しになりましたことは、大きな地域紛争の一つが解決されたことであります。喜ばしい限りであります。まだ難民帰還問題、政府軍対反政府ゲリラの戦いなど、なお不安材料は多いが、米ソ両国との協力と国連事務総長の解決への真摯な努力トナム・カンボジア紛争解決などについて大きな示唆を与えるものと思います。それだけではなく、ソ連ゴルバチョフ書記長のペレストロイカを基軸にした外交戦略の大転換、革命は輸出せず、民族の自主権尊重という国際社会の道義と正義を容認をする、このような外交姿勢への交換が事態打開の底流にあつたと思うのですが、総理及び外務大臣の所見はいかがでありますか。

総理、かくのことく、今世界はソ連のペレストロイカ、グラスノスチ政策の着実な進行過程により、外交政策への反映として、米ソを頂点とする東西の軍事的対決の時代から政治経済重視、特に核搭載と常識的に考えられるロサンゼルス級原子力潜水艦、スブルーアンス級の駆逐艦、空母エンタープライズなどの寄港及び母港化はニュージーランドのロング首相並みにこれを拒否する、このくらいのことを日本の態度としてるべきではないでありますか。総理及び外務大臣にお伺いいたします。

おいては、強いアメリカを標榜し、対立するソ連に対しても圧倒的軍事的優位を確立するため必死の努力を惜しまなかつたレーガン大統領が、任期切れを前にして財政赤字と貿易赤字という双子の赤字に悩まされ、円高・ドル安、そして四千億ドルを超えると言われる世界一の对外債務国に転落し、強いアメリカの象徴であった軍事予算の削減を断行せざるを得なくなつたのであります。一方、ソ連のゴルバチョフ政権の国際戦略の転換も、せんじ詰めればとどまることなき軍事増強、軍事費への国家資源分配をこれ以上増大させることが、生活向上を願う国民の熾烈な要求と相入れない限界に達したことを深刻に認識したからにはならないと確信するのであります。アフガン撤兵もINF合意も、ここに大きな誘因があつたと見て差し支えないのであります。

○議長(原健三郎君) 広瀬君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○広瀬秀吉君(続) 政府は、我が國は西側陣営の一員であり、日米安保条約のもとにある、こう主張するであります。が、平和憲法のもとに生きている日本が余りにも米国一辺倒の立場に固執し、この歴史の流れに逆行するようなことがあつてはならないと思います。米国の要求に唯々諾々

とこれ従い、軍備増強を急ぐ必要はないと思いますが、総理、いかがございましょうか。

かつて福田元総理は全方位外交の展開を言われましたが、一つの高邁な識見であると存じます。

「ふるさと創生」を掲げられ、豊かな人間愛と優しい心を持つ竹下総理であります。近く第三回国連軍縮特別総会が開かれますが、総理みずから進んで出席され、日本国憲法の平和主義理念をひつ上げて、核兵器廃絶とグローバルな世界的大軍縮、世界平和実現によつてすべての人類の人間らしい豊かな生活を保障する大経綸を訴えられる気持ちはありませんか。

○議長(原健三郎君) 広瀬君、申し合わせの時間が過ぎましたから、発言を終わってください。

○議長(原健三郎君) 広瀬君、制限の時間が過ぎましたから、発言を終わってください。

○議長(原健三郎君) 広瀬君、申し合わせの時間が過ぎましたから、発言を終わってください。





昭和六十三年四月二十六日

号 朗読を省略した議長の報告

—  
7

戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

公有地の拡大の推進に関する法律の一部を改正する法律案

農用地開発公団法の一部を改正する法律案

訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案

(審査請求)

大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法案

一、去る二十二日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員青山丘君提出税制改革に関する質問に対する答弁書

税制改革に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和六十三年四月六日

提出者 青山 丘

衆議院議長 原 健三郎殿

税制改革に関する質問主意書

現在、国民的課題となつてゐる税制改革の進め方には再考を要する問題点も多く、各界層の意見を聴取しながら、より慎重な検討が必要であると考える。

従つて、次の事項について質問する。

一直間比率の見直しついて

新型簡接税は、税の軽減が困難な中小企業にとって実質的な企業課税になる恐れがあり、この点についても十分議論が行われていない。また、直間の形式的分類は実態に合わない部分が

多く、明確さに欠ける所がある。

従つて、「直間比率の是正」を根柢として拙速

な新型簡接税導入を論議すべきではないと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

二、行政改革等歳出に関する見通しについて

「行政国民会議」の採点表によれば、行政の進

み具合は国民の期待水準の1/4以下である。

このように、歳出の見直しが不徹底な現状で

安易に増税を論議すべきではないと考えるが、

政府の対処方針を伺いたい。

三、不合理な税制改正の廃止について

1、まず現行税制について、ゆがみ、ひずみの

全般的見直しを行うべきであると考えるがど

うか。

2、特に、ここ数年の不合理な税制改正（例え

ば、法人の「利子配当等にかかる所得税額控

除等の特例」を始めとする赤字法人等への課

税強化等）については即座に廃止すべきであ

ると考えるが、政府はどんな対策を検討・実

施するか伺いたい。

右質問する。

内閣衆賀一一二二三号  
昭和六十三年四月二十二日

内閣総理大臣 竹下 登

衆議院議長 原 健三郎殿

税制改革に関する質問主意書

衆議院議員青山丘君提出税制改革に関する質問に対する答弁書

我が国の簡接税制度は個別消費税制度を採つてゐるため、近年における消費様態の多様化、サービス化等に必ずしも対応しきれず、税負担の公平性、中立性あるいは國際性の観点からみて問題が生じており、そのゆがみを是正する必要がある。

一方、本格的な税制改正を行つてこなかつた最近十年間をみると、所得税、特に労働者の源泉所得税のウエイトの増大と、その裏腹としての簡接税のウエイトの低下が顕著であるが、そのような中にあつて納税者の不公平感、負担感が高まつてきている。これを放置するときは、こうした傾向は更に深まり、税体系のゆがみを増幅することになる。

さらに、人口の高齢化が急速に進展していく

状況の中で、現行税制のままでは国民の負担が勤労所得に対する負担に偏り、その結果、不公平感、負担感が更に高まり、勤労意欲や納税意欲が阻害されるといった事態を招きかねない等

税制のゆがみが一層拡大されるものと考える。

こうした事態を避け、税負担の実質的な公平を確保するためには、社会共通の費用を広く薄く国民全体で負担していくとの観点から、所得の稼得段階とともに、消費の段階にも應分の負担を求める等所得・消費・資産等の間で均衡のとれた安定的な税体系を構築することが必要である。

間接税の改革は、このような問題意識に立つものであり、先般、税制調査会から示された「税制改革についての素案」において新しい方式

の簡接税の導入が提案されたのも同様の認識に基づくものと承知している。

三についで

現在検討が進められている税制改革は、高齢化社会の到来、経済・社会の一層の国際化を踏まえ、国民の税に対する不公平感を払拭し、所得・消費・資産等の間で均衡のとれた安定的な税体系の構築を目指すものであり、税収増を目的とするものではない。

歳出については、我が国財政の極めて厳しい

現状にかんがみ、既存の制度・施策の見直しを行ふなどその徹底的な節減合理化に努めてきたところであり、今後とも行政改革の推進に最大限努力していく必要がある。

先般、税制調査会から示された「税制改革についての素案」において、「今回の税制改革は、行政改革の一層の強力な推進を前提とし、全体

としての税負担率の上昇を目指すことなく行われるものである」旨確認されたのも同様の認識に基づくものと承知している。

三についで

一についで述べたように、国民の税

に対する不公平感・負担感を払拭するために御指摘の直間比率は望ましい税の組合せが選択された結果として出てくる数値であつて、税制改革の検討に当たりその比率自体の是正を目指していいるものではない。

なお、新しい方式の簡接税は、財貨・サービスの価格に転嫁され最終的には消費者がこれを負担することが予定されている税である。そうした基本的性格にかんがみ、税制調査会においても、新しい方式の簡接税については、その円滑かつ適正な転嫁を前提とするものであるとの視点に立ち検討が進められているものと承知している。

三についで

我が国の簡接税制度は個別消費税制度を採つてゐるため、近年における消費様態の多様化、サービス化等に必ずしも対応しきれず、税負担の公平性、中立性あるいは國際性の観点からみて問題が生じており、そのゆがみを是正する必要がある。

一方、本格的な税制改正を行つてこなかつた最近十年間をみると、所得税、特に労働者の源泉所得税のウエイトの増大と、その裏腹としての簡接税のウエイトの低下が顕著であるが、そのような中にあつて納税者の不公平感、負担感が高まつてきている。これを放置するときは、こうした傾向は更に深まり、税体系のゆがみを増幅することになる。

さらに、人口の高齢化が急速に進展していく

状況の中で、現行税制のままでは国民の負担が勤労所得に対する負担に偏り、その結果、不公平感、負担感が更に高まり、勤労意欲や納税意欲が阻害されるといった事態を招きかねない等

税制のゆがみが一層拡大されるものと考える。

こうした事態を避け、税負担の実質的な公平を確保するためには、社会共通の費用を広く薄く国民全体で負担していくとの観点から、所得の稼得段階とともに、消費の段階にも應分の負

担を求める等所得・消費・資産等の間で均衡のとれた安定的な税体系を構築することが必要である。

間接税の改革は、このような問題意識に立つものであり、先般、税制調査会から示された「税制改革についての素案」において、「今回の税制改革は、行政改革の一層の強力な推進を前提とし、全体

としての税負担率の上昇を目指すことなく行われるものである」旨確認されたのも同様の認識に基づくものと承知している。

三についで

現在検討が進められている税制改革は、高齢化社会の到来、経済・社会の一層の国際化を踏まえ、国民の税に対する不公平感を払拭し、所得・消費・資産等の間で均衡のとれた安定的な税体系の構築を目指すものであり、税収増を目的とするものではない。

歳出については、我が国財政の極めて厳しい

現状にかんがみ、既存の制度・施策の見直しを行ふなどその徹底的な節減合理化に努めてきた

ところであり、今後とも行政改革の推進に最

大限努力していく必要がある。

先般、税制調査会から示された「税制改革についての素案」において、「今回の税制改革は、行政改革の一層の強力な推進を前提とし、全体

としての税負担率の上昇を目指すことなく行われるものである」旨確認されたのも同様の認識に基づくものと承知している。

三についで

我が国の簡接税制度は個別消費税制度を採つてゐるため、近年における消費様態の多様化、サービス化等に必ずしも対応しきれず、税負担の公平性、中立性あるいは國際性の観点からみて問題が生じており、そのゆがみを是正する必要がある。

一方、本格的な税制改正を行つてこなかつた最近十年間をみると、所得税、特に労働者の源泉所得税のウエイトの増大と、その裏腹としての簡接税のウエイトの低下が顕著であるが、そのような中にあつて納税者の不公平感、負担感が高まつてきている。これを放置するときは、こうした傾向は更に深まり、税体系のゆがみを増幅することになる。

さらに、人口の高齢化が急速に進展していく

状況の中で、現行税制のままでは国民の負担が勤労所得に対する負担に偏り、その結果、不公平感、負担感が更に高まり、勤労意欲や納税意欲が阻害されるといった事態を招きかねない等

税制のゆがみが一層拡大されるものと考える。

こうした事態を避け、税負担の実質的な公平を確保するためには、社会共通の費用を広く薄く

国民全体で負担していくとの観点から、所得の稼得段階とともに、消費の段階にも應分の負

担を求める等所得・消費・資産等の間で均衡のとれた安定的な税体系を構築することが必要である。

間接税の改革は、このような問題意識に立つものであり、先般、税制調査会から示された「税制改革についての素案」において、「今回の税制改革は、行政改革の一層の強力な推進を前提とし、全体

としての税負担率の上昇を目指すことなく行われるものである」旨確認されたのも同様の認識に基づくものと承知している。

三についで

我が国の簡接税制度は個別消費税制度を採つてゐるため、近年における消費様態の多様化、サービス化等に必ずしも対応しきれず、税負担の公平性、中立性あるいは國際性の観点からみて問題が生じており、そのゆがみを是正する必要がある。

一方、本格的な税制改正を行つてこなかつた最近十年間をみると、所得税、特に労働者の源泉所得税のウエイトの増大と、その裏腹としての簡接税のウエイトの低下が顕著であるが、そのような中にあつて納税者の不公平感、負担感が高まつてきている。これを放置するときは、こうした傾向は更に深まり、税体系のゆがみを増幅することになる。

さらに、人口の高齢化が急速に進展していく

状況の中で、現行税制のままでは国民の負担が勤労所得に対する負担に偏り、その結果、不公平感、負担感が更に高まり、勤労意欲や納税意欲が阻害されるといった事態を招きかねない等

税制のゆがみが一層拡大されるものと考える。

こうした事態を避け、税負担の実質的な公平を確保するためには、社会共通の費用を広く薄く

国民全体で負担していくとの観点から、所得の稼得段階とともに、消費の段階にも應分の負

担を求める等所得・消費・資産等の間で均衡のとれた安定的な税体系を構築することが必要である。

間接税の改革は、このような問題意識に立つものであり、先般、税制調査会から示された「税制改革についての素案」において、「今回の税制改革は、行政改革の一層の強力な推進を前提とし、全体

としての税負担率の上昇を目指すことなく行われるものである」旨確認されたのも同様の認識に基づくものと承知している。

は、個々の税目の中での見直しはもとよりであるが、より幅広い視点に立つて、所得・消費・資産等の課税ベースを適切に組み合わせ、これらの間で均衡のとれた安定的な税体系を構築していくことが喫緊の課題であると考えられる。このようないくことの認識の下、現在、税制調査会において、「所得・法人・資産及び消費課税等について」の「望ましい税制のあり方と実現に向けて具体的な方策」につき審議が進められているところであり、その議論を見守つてまいりたい。

赤字法人に対する課税の問題については、税制調査会での審議の状況を踏まえつつ、抜本的な税制改革の一環として、各方面の御意見を拝聴しながら検討を進めてまいりたい。

なお、昭和五十九年度の税制改正で講じられた「欠損金の繰戻しによる還付の不適用」及び昭和六十一年度の税制改正で講じられた「青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越しの特例」については、昭和六十三年度の税制改正において適用期限の到来をもつて廃止したところであるが、御指摘の昭和六十一年度の税制改正で講じられた「利子・配当等に係る所得税額の控除等の特例」については、その適用期限が昭和六十五年三月三十一日までに終了する各事業年度とされているところである。

国立学校設置法の一部を改正する法律案

右  
国会に提出する。

昭和六十三年二月一日

内閣総理大臣 竹下 登

第九条の三 大学の入学者の選抜に關し、次に掲げる業務を行う機関として、大学入試センター

国立学校設置法の一部を改正する法律  
（昭和二十四年法律第百五十号）  
の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「国立大学の名称、」を「国立大

学（第三条の三に定めるものを除く。）の名称、」に改める。

第三条の二第一項中「政令で定める国立大学に」を「前条第一項の表に掲げる国立大学で政令で定めるものに」に改める。

第三条の三第二項の表名古屋大学医療技術短期

大学部の項の次に次のように加える。

三重大学医療技術	三重県	三重大学
短期大学部		

第三条の三第二項の表京都工芸織維大学工業短期大学部の項を削り、同条を第三条の四とし、第三条の二の次に次の二条を加える。

（総合研究大学院大学）

第三条の三 学校教育法第六十八条の二に定める

国立大学として、総合研究大学院大学を置く。

2 総合研究大学院大学は、第九条の二に定める

国立大学共同利用機関で政令で定めるものとの

緊密な連係及び協力の下に教育研究を行うもの

とする。

3 総合研究大学院大学の大学院に置く研究科の

名称及び課程は、政令で定める。

第七条第一項中「教養部に学科目を」の下に「国

立大学の大学院の研究科で文部省令で定めるもの

に講座を」を加える。

第九条の三を次のように改める。

（大学入試センター）

第九条の三 大学の入学者の選抜に關し、次に掲げる業務を行う機関として、大学入試センター

を置く。

一 大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定す

ることを主たる目的として大学が共同して実施することとする試験の問題の作成及び採点

その他一括して処理することが適當な業務を

行うこと。

二 大学の入学者の選抜方法の改善に関する調査研究を行うこと。

三 大学に入学を志願する者の進路選択に資するための大学に関する情報の提供を行うこと。

する者が当該短期大学部に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

#### 理 由

総合研究大学院大学を新設し、三重大学に医療技術短期大学部を併設するとともに、大学入試センターの所掌事務を改め、昭和四十八年度以後に設置された国立医科大学等に係る昭和六十三年度の職員の定員を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

（二） 国立学校設置法の一部を改正する法律案

（内閣提出）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

1 国立大学共同利用機関との緊密な連係及び協力の下に教育研究を行う独立の大学院として、総合研究大学院大学を設置すること。

2 三重大学に医療技術短期大学部を併設し、京都工芸織維大学工業短期大学部を廃止すること。

3 臨時教育審議会の答申を踏まえ、大学入学者選抜制度の改革に資するため、現行の大学入試センターの所掌事務を次のように改めること。

（一） 大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的として大学が共同して実施することとする試験の問題の作成及び採点その他一括して処理すること。

（二） 大学の入学者の選抜方法の改善に関する調査研究を行うこと。

2 京都工芸織維大学工業短期大学部は、改正後の第三条の四第二項の規定にかかるらず、昭和六十六年三月三十一日に当該短期大学部に在学する経過措置

（二） 京都工芸織維大学工業短期大学部は、改正後の第三条の四第二項の規定にかかるらず、昭和六十六年三月三十一日に当該短期大学部に在学



三 本案施行に要する経費

昭和六十三年度一般会計予算に、私立学校教職員共済組合補助に必要な経費として、二百万円が計上されている。

右報告する。

昭和六十三年四月二十二日

文教委員長 中村 靖

衆議院議長 原 健三郎殿

(小字及び  
公印の日  
は修正)

[別紙]

この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

第三条第二項を次のように改める。

2 前項の免許の有効期間は、三年とする。

第三条第三項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三

項を加える。

3 前項の有効期間の満了後引き続き宅地建物取引業を営もうとする者は、免許の更新を受けなければならない。

4 前項の免許の更新の申請があつた場合において、第二項の有効期間の満了の日までにその申請について処分がなされないときは、従前の免許は、同項の有効期間の満了後もそのままの状態がなされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、免許の更新がなされたときは、その免許の有効期間は、従前の免許の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

第四条第一項中「前条第一項の免許」の下に「(同条第三項の免許)の下に

第六項を除き、以下同じ。」を加え、同条第二項第三号中「第十五条第一項」を「事務所について第十五条第一項」に改める。

第六項を除き、「又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ」を削り、「又は刑の執行」を「又は執行」に改め、同号の次に

の一号を加える。

三の二 この法律の規定に違反し、又は刑法

第五条第一項第三号中「又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ」を削り、「又は

刑の執行」を「又は執行」に改め、同号の次に

の一号を加える。

三の二 この法律の規定に違反し、又は刑法

第五条第一項第三号中「又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ」を削り、「又は

律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わ

り、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

が前項各号の一に該当して引き続き宅地建物取引業を営もうとする場合において第四条第一

項を同条第二項とし、同条第二項の次に次の三

項を加える。

2 第三条第四項の規定は、宅地建物取引業者

が前項各号の一に該当して引き続き宅地建物取引業を営もうとする場合において第四条第一

項の規定による申請があつたときについて

第七条に次の二項を加える。

第三条第一項中「事務所」の下に「その他建設省令で定める場所(以下この条及び第五十条

第一項において「事務所等」という。)を加え、

「その業務に従事する者の数に応じて」を「事務所等の規模、業務内容等を考慮して」に改め、

同条第二項及び第三項中「事務所」を「事務所等」に改める。

第五条第一項中「事務所」の下に「その他建設省令で定める場所(以下この条及び第五十条

第一項において「事務所等」という。)を加え、

「その業務に従事する者の数に応じて」を「事務所等の規模、業務内容等を考慮して」に改め、

同条第二項及び第三項中「事務所」を「事務所等」に改める。

第五条第一項中「事務所」の下に「(専属専任

第三十四条の二第六項中「前二項」を「第三項

から前項まで」に改め、同項を同条第七項と

し、同条第五項中「一回以上」の下に「(専属専任

媒介契約にあつては、一週間に一回以上)」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に

書を加える。

三の二 次の各号の一に該当する者につい

ては、この限りでない。

ただし、次の各号の一に該当する者につい

ては、この限りでない。

ただし、次の各号の一に該当する者につい

ては、この限りでない。

ただし、次の各号の一に該当する者につい

五の一 この法律の規定に違反し、又は刑法

第二百四条、第二百六条、第二百八条、第

二百八条ノ二、第二百二十一條若しくは第

二百四十七条の罪若しくは暴力行為等处罚

に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を

受けたことがなくなった日から五年を経過しない者

に改める。

第二十六条第一項中「第七条」を「第七条第一

項」に改める。

第三十条第一項中「第三条第二項若しくは」を「第三条第二項」に改める。

第三十三条第一項の有効期間(同条第四項に規定す

る場合にあつては、同項の規定によりなお効力を有することとされる期間を含む。第七十六条条

において同じ。)が満了したとき」に改める。

第三十四条の二第六項中「前二項」を「第三項

から前項まで」に改め、同項を同条第七項と

し、同条第五項中「一回以上」の下に「(専属専任

媒介契約にあつては、一週間に一回以上)」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に

書を加える。

三の二 この法律の規定に違反し、又は刑法

第五条第一項第三号中「又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ」を削り、「又は

刑の執行」を「又は執行」に改め、同号の次に

の一号を加える。

三の二 この法律の規定に違反し、又は刑法

第五条第一項第三号中「又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ」を削り、「又は

刑の執行」を「又は執行」に改め、同号の次に

の一号を加える。

三の二 この法律の規定に違反し、又は刑法

第五条第一項第三号中「又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ」を削り、「又は

刑の執行」を「又は執行」に改め、同号の次に

の一号を加える。





号の下に「又は第四十一条の二第一項第一号」を加え、同条第四号中「第五十六条」を「第六十条第一項」に、「前金保証事業」を「手付金等保証事業」に改め、同条第六号中「第六十一条」の下に「(第六十三条の三第一項において準用する場合を含む。)」を加え、同条に次の二号を加える。

七 第六十三条の三第一項において準用する第六十三条の三第二項において準用する第五十六条第一項の規定に違反して手付金等保管事業以外の事業を営んだ者

八 第六十三条の三第二項において準用する第五十一条第三項第一号の事業方法書によらないで手付金等保管事業を営んだ者

第八十三条第一項第一号中「第五十三条」の下に「(第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。)」を、「第六十三条第二項」の下に「(第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第一号中「第四十六条规定」の下に「、第四十八条第一項」を加え、同項第三号の次に次の二号を加える。

二の二 第四十八条第三項の規定に違反して従業者の名簿を備えず、又はこれに同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

第八十三条第一項第五号中「、第六十四条第一項〔を〕(これらの規定を第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。)」、第六十三条の二第一項(第六十三条の三第二項及び)「規定による報告」を「規定による報告をせず」に改め、「事業計画書」の下に「事業報告書」を加え、同項第六号中「第六十四条第一項〔を〕(第六十三条の二第一項(第六十三条の三第二項及び)に改め、同項に次の二号を加える。

七 第六十三条の五の規定に違反して寄託金等保管簿を備えず、これに同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

八 第六十三条の三第二項において準用する第五十一条第三項第一号の事業方法書によらないで手付金等保管事業を営んだ者

(積立式宅地建物販売業法の一部改正)

第二条 積立式宅地建物販売業法(昭和四十六年法律第百十一号)の一部を次のようにより改正する。

第六条第六号イ中「、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ」を削り、同号中ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ この法律の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四十九条、第二百六条、第二百八条、第二百八十二条ノ二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等处罚に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

三 第三十七条第一項の規定に違反して従業者を積立式宅地建物販売業の業務に従事させた者

四 第三十七条第三項の規定に違反して従業者名簿を備えず、又はこれに同項に規定する事項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中「宅地建物取引業法第三十四条の二の改正規定は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

2 改正後の宅地建物取引業法第十五条及び第五十条第二項の規定は、この法律の施行の際現に宅地建物取引業者である者が設置する場所で事務所以外のもの及びその場所における取引主任者については、この法律の施行の日から六月を経過する日までの間は、適用しない。

3 改正後の宅地建物取引業法第三十七条の二(改正後の積立式宅地建物販売業法第四十条第一項において適用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行前にされた宅地又は建物の買受けの申込み若しくは売買契約又は積立式宅地建物販売の相手方となる申込み若しくはその契約については、適用しない。

4 改正後の宅地建物取引業法第四十一条の二の規定は、この法律の施行前に締結された宅地又は建物の売買契約については、適用しない。

5 この法律の施行の際現に改正前の宅地建物取引業法第五十一条第一項の規定による指定を受けている者は、この法律の施行の日において改正後の宅地建物取引業法第五十一条第一項の規定による指定を受けたものとみなす。

6 この法律の施行の際現に改正前の宅地建物取引業法第三条第一項の免許、同法第十八条第一項の登録若しくは同法第六十四条の二第一項の指定又は積立式宅地建物販売業法第三条第一項の許可(以下「免許等」という。)を受けている者に対する免許等の取消しその他の監督上の处分に関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における宅地及び建物の取引の実情にかんがみ、その公正を確保し、購入者等

の利益の保護と宅地及び建物の流通の円滑化を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

### 1 宅地建物取引業法の一部改正

(一) 傷害罪等の罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日から五年を経過しない者に対しても、免許をしてはならないものとする。

(二) 案内所等について新たに専任の取引主任者の設置を義務付けるとともに、一定期間以上の実務経験を有する者等でなければ、登録をしてはならないものとする。

(三) 宅地建物取引業者は、依頼者が専属専任媒介契約を締結したときは、一定の方法により契約の相手方の探索をするとともに、依頼者に業務の処理状況を一週間に一回以上報告しなければならないものとする。

(四) 買受けの申込み等をした者が、事務所等以外の場所においてした当該申込みの撤回等を行うことができる期間を五日から八日に延長するものとする。

(五) 宅地建物取引業者は、自ら売主となる宅地又は建物の売買に関しては、所要の保全措置を講じた後でなければ買主から手付金等を受領してはならないものとする。

(六) 宅地建物取引業者は、従業者に証明書を携帯させなければ、その者を業務に従事させてはならないものとする。

### 2 積立式宅地建物販売業法の一部改正

(一) 傷害罪等の罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日から五年を経過しない者に対しても、許可をしてはな

らないものとする。

(二) 積立式宅地建物販売業者は、従業者に証明書を携帯させなければ、その者を業務に従事させてはならないものとする。

### 3 施行期日

この法律は、原則として公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定めること。

### 二 議案の可決理由

本案は、宅地及び建物の取引の公正を確保し、購入者等の利益の保護と宅地及び建物の流通の円滑化を図るために、所要の措置を講じて、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和六十三年四月二十二日  
衆議院議長 原 健三郎殿  
建設委員長 中村喜四郎

### 昭和六十三年四月二十二日

右

国会に提出する。

昭和六十三年一月二十五日  
内閣総理大臣 竹下 登

### 昭和六十三年度の財政運営に必要な財源の確保を図るために特別措置に関する法律案

#### 〔別紙〕 宅地建物取引業法及び積立式宅地建物販売業法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

第一條 この法律は、昭和六十三年度における国

の財政収支が著しく不均衡な状況にあることに

かんがみ、同年度の財政運営に必要な財源を確

保し、もつて国民生活と国民経済の安定に資す

るため、同年度における公債の発行の特例に関

する措置を定めるとともに、同年度における一

般会計からの国債整理基金に充てるべき資金の

適正化について強力に指導するとともに、中

小業者の保護・育成に十分配慮すること。

二 宅地建物の取引にかかる苦情・紛争の未然防止に努めるとともに、その適切な処理体制の充実強化を図ること。

三 事務所等以外の場所においてした買受けの申込みの撤回等に関する制度、従業者証明書制度等については、本改正の趣旨の周知徹底に努めること。

### 第一条 政府は、財政法（昭和二十一年法律第三十四号）第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、昭和六十三年度の一般会計

の歳出の財源に充てるため、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

2 前項の規定による公債の発行は、昭和六十四年六月三十日までの間、行うことができる。

3 政府は、第一項の議決を経ようとするときは、同項の公債に係る収入は、昭和六十三年度所属の歳入とする。

4 政府は、第一項の規定により発行した公債については、国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項及び第五条ノ二の規定による償還のための起債は、国の財政状況を勘案しつつ、できる限り行わないよう努めるものとする。

5 政府は、第一項の規定により発行した公債について国債整理基金特別会計法第五条第一項又は第五条ノ二の規定による償還のための起債を行つた場合においては、その速やかな減債に努めるものとする。

（一般会計からの国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例）

第三条 昭和六十三年度において、国債整理基金

特別会計法第二条第一項の規定により一般会計

勘定への繰入れの特例に関する措置を定めるものとする。

### （特例公債の発行等）

から繰り入れるべき金額のうち国債の元金の償還に充てるべき金額については、同法第二項及び同法第二条ノ二第一項の規定は、適用しない。

勘定への繰入れの特例に関する措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 昭和六十三年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案

## 議案の目的及び要旨

(一般会計からの厚生保険特別会計健康勘定への繰入れの特例)

（同月の後期供給法）（大正十一年法律第七十号）第七十条ノ三第一項及び第二項に規定する国庫補助に係るものについて、これら額の合算額から六百五十億円を控除して、繰り入れるものとする。

政府は、後日、政府の管掌する健康保険事業の適正な運営が確保されるために、各年度における厚生保険特別会計健康勘定の収入支出の状況を勘案して、予算の定めることにより、一般会計から当該勘定に六百五十億円に達するまでの金額を繰り入れる措置その他の適切な措置を講じなければならない。

この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

理由

昭和六十二年度における国の財政収支が著しく不均衡な状況にあることにかんがみ、同年度の財政運営に必要な財源を確保し、もつて国民生活と国民経済の安定に資するため、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるとともに、一般会計からの国債整理基金に充てるべき資金の繰入れ及び一般会計からの厚生保険特別会計健康保険の発行の特例に関する措置を定める。

の起債を行つた場合においては、その返済に充てるべき資金の繰入れの特例

昭和六十二年度における国債の元金の償還に充てるべき資金の一般会計から国債整理基金に充てるべき金特別会計への繰入れについて、国債総額のやかな減債に努めるものとすること。

会計からの厚生保険特別会計健康勘定への繰入額の特別に開する措置を定めることは、当面の財政運営のため必要にしてやむを得ない措置であると認めるが、施行期日について修正を行う必要があるので、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

一 我が国経済の着実な発展と国民生活の安定・向上を図るため、可及的速やかに特例公債依存を脱却するよう引き続き歳出の徹底しなし見直し、削減に最大限の努力を払うとともに、

(三) (一)の譲渡を終うとするときは、その公債の償還計画を国会に提出しなければならないこととする。

議案の修正議決理由  
昭和六十三年度における国の財政收支が著しく不均衡な状況にあることにかんがみ、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定め

この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。  
〔別紙〕

（一）昭和六十二年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、特例公債を発行することができる」とすること。

(二) 政府は、後日、政府の管掌する健康保険事業の適正な運営が確保されるために、各六百五十億円を控除して、繰り入れるものとする。

なれど、國債費定率線入り等の停止措置によつて、國債費の減額は、二兆五千三十六億円である。右報告する。

百分の一・六に相当する金額の繰入れ及び割引国債に係る発行価格差減額の年割額に相当する金額の繰入れを行わないこととする。と。

議を付することに決した。

三 本案施行に伴う予算措置

昭和六十三年度一般会計予算の歳入において、特例公債金収入として三兆千五百十億円を

議を付することに決した。  
三 本案施行に伴う予算措置  
昭和六十三年度一般会計予算の歳入において、特例公債金収入として三兆千五百十億円を





昭和六十三年四月二十六日 衆議院会議録第十九号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条に基づいて承認を求める件及び同報告書 多極分散型国土形成促進案及び特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求める件及び同報告書 多極分散型国土形成促進案

日本国のために  
宇野宗佑  
アメリカ合衆国のために  
L・デセイ・アンダーソン

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条について承認を求める件及び同報告書 多極分散型国土形成促進案及び特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求める件及び同報告書 多極分散型国土形成促進案

経費の二分の一に相当する金額を限度とすることと定めているところを、当該経費の全部又は一部を負担することに改めること。

2 本議定書は、その承認を通知する外交上の効力の存続期間中（昭和六十七年三月三十日まで）効力を有すること。

よつて政府は、本議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

本議定書を締結することは、在日米軍従業員の安定的な雇用の維持及び在日米軍の効果的な活動の確保に資するものと期待されるので、妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

昭和六十三年四月二十二日

衆議院議長 原 健三郎 殿  
外務委員長 糸山英太郎

右  
多極分散型国土形成促進法案  
国会に提出する。

昭和六十三年三月二十五日  
内閣総理大臣 竹下 登

右  
多極分散型国土形成促進法  
(施策における配慮)

1 特別協定第一条が、在日米軍従業員に支給される調整手当、夏季手当、退職手当等を要する経費の我が国による負担について、当該

### 第三章 地方の振興開発

#### 第一節 地方の振興開発に関する施策（第六条）

#### 第二節 振興拠点地域の開発整備（第七条）

##### 第二十条

#### 第四章 大都市地域の開発整備（第六条）

#### 第一節 大都市の機能の改善等（第二十一条）

##### 二十六条

#### 第五章 住宅等の供給の促進（第二十七条）

#### 第六章 地域間の交流の促進（第二十八条—第三十五条）

#### 第七章 雑則（第三十二条—第三十五条）

#### 第八章 附則（第一章 総則）

#### （目的）

第一条 この法律は、人口及び行政、経済、文化等に関する機能が過度に集中している地域からこれらの機能の分散を図り、地方の振興開発と大都市地域の秩序ある整備を推進し、並びに住宅等の供給と地域間の交流を促進することにより、人口及びこれらの機能が特定の地域に過度に集中することなくその全域にわたり適正に配置され、それぞれの地域が有機的に連携しつつその特性を生かして発展している国土（以下「多極分散型国土」という。）の形成を促進し、もつて住民が誇りと愛着を持つことのできる豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（国の行政機関等の東京都区部からの移転等）

第四条 国は、東京都の特別区の存する区域（以下「東京都区部」という。）における人口及び行政、経済、文化等に関する機能の過度の集中の是正に資するため、行政機関の官署（東京都のみ又は東京都区部若しくはその一部のみをその管轄区域とするものを除く。次項において同じ。）及び特殊法人の主たる事務所の移転に関する基本方針（以下「移転基本方針」という。）に基づき、その東京都区部からの移転に努めなければならない。

の策定及び実施に当たっては、地域における創意工夫を尊重し、並びに適正かつ合理的な土地利用の確保、環境の保全、国土の保全及び災害の防止に配慮するとともに、民間事業者、地域住民等の理解と協力を得るよう努めなければならない。

第二章 国の行政機関等の移転等

（国と行政機関及び特殊法人の配置）

第三条 国は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百一十号）その他の法律の規定により内閣の統轄又は所轄の下に行政事務をつかさどるものとして置かれる機関（次条において「行政機関」という。）の官署並びに法律により直接に設立される法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立すべきものとされる法人（総務省設置法（昭和五十八年法律第七十九号）第四条第十一号の規定の適用を受けない法人及び同号の規定の適用を受ける法人であつて株式会社であるものを除く。以下「特殊法人」という。）の

第一条 総則（第一条・第二条）  
第二章 国の行政機関等の移転等（第三条—第五条）

第二条 国及び地方公共団体は、この法律に規定する多極分散型国土の形成の促進に関する施策

2 移転基本方針においては、行政機関の官署及び特殊法人の主たる事務所のうち移転に努めるべきものの範囲に関する事項及びその移転に際

内閣総理大臣は、移転基本方針の案を作成して、閣議の決定を求めなければならない。

4 前項の規定は、移転基本方針の変更について準用する。

内閣新設大臣として各省大臣は、東京都に詰め、  
おいて、その所掌に係る行政機関の庁舎（行政  
機関がその事務を処理するために使用する建築

物をいう。以下同じ。)の新築をし、又はその所管に属する厅舎について新たな使用若しくは使用の変更をしようとする場合において、関係法

令の定めるところにより、当該庁舎の新築に閏する計畫書を大蔵大臣及び建設大臣に送付し、又は当該庁舎の使用に關し大蔵大臣に報告したときは、庁舎の新築又は使用に關する政令で定める事項を内閣総理大臣に通知しなければならない。ただし、当該庁舎を新たに使用することとなる行政機関の官署のすべてが東京都のみ又は東京都区部若しくはその一部のみをその管轄区域とするものである場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

6 特殊法人がその主たる事務所を東京都区部において新設し、又は移転しようとするときは、政令で定めるところにより、当該特殊法人を監督する大臣は、その旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。ただし、当該移転が主たる事務所の用に供する建築物の改築等のための一

7 内閣総理大臣は、前二項の規定による通知を

昭和六十三年四月二十六日

衆議院会議録第十九号 多極分散型国土形成促進法案及び同報告書

受けた場合において、東京都区部における人口及び行政、経済、文化等に関する機能の過度の集中を是正するため必要があると認めるときは、第五項の規定による庁舎の新築に係る通知を受けた場合にあつては当該通知をした大臣、大蔵大臣及び建設大臣に対し、同項の規定による庁舎の使用に係る通知を受けた場合にあつては当該通知をした大臣及び大蔵大臣に対し、前項の規定による通知を受けた場合にあつては当該通知をした大臣に対し、それぞれ意見を述べることができる。

(民間の施設の移転の促進等)

**第五条** 国及び地方公共団体は、民間の工場、事務所、研究施設、教育文化施設等の施設の国土の全域にわたる適正な配置を図るため、これら施設について、これらの施設が過度に集中している地域からその他の地域への移転又は当該地域における新設若しくは増設を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならぬ。

い。

### 第三章 地方の振興開発

#### 第一節 地方の振興開発に關する施策

**第六条** 国及び地方公共団体は、地域社会の中心となる地方都市の育成を図るため、地方都市とその周辺地域の一体的な振興及び行政、経済、文化等に関する機能の各地方都市への適正な配置に留意しつゝ、地方都市における産業の高度化、経済社会の情報化等に対応した都市機能の増進に資する施策の推進に努めなければならぬ。

3 みよい農山漁村の育成を図るため、これらの地域における生活環境、産業基盤等の整備の推進に努めなければならない。

4 国及び地方公共団体は、人口の著しい減少、高齢化の進展等によりその基礎条件が著しく変化した集落について、住民の生活の安定と福祉の向上を図り、及び農林地その他の国土の保全に資するため、その再編整備その他必要な施策の推進に努めなければならない。

4 国は、前三項に規定する施策を実施するために必要な財政金融上の措置その他の措置を講ず

五  
「核重井整備地」、即「整備地」の「ノル

中核的民間施設以外の中核的施設の設置に関する基本的な事項

前項が規定する施設のためには、必要と認められる公共施設その他の施設（中核的施設であるものを除く。以下この節において

「公共施設等」というの整備の方針に関する事項

する開発整備に際し配慮すべき事項  
振興拠点地域基本構想は、國土総合開発計画

4  
都道府県は、振興拠点地域基本構想を作成し  
との調和が保たれたものでなければならぬ。

**第八条** 主務大臣は、前条第一項の承認の申請に係る振興拠点地域基本構想が同条第三項に規定

3 みよい農山漁村の育成を図るため、これらの地域における生活環境、産業基盤等の整備の推進に努めなければならない。

4 国及び地方公共団体は、人口の著しい減少、高齢化の進展等によりその基礎条件が著しく変化した集落について、住民の生活の安定と福祉の向上を図り、及び農林地その他の国土の保全に資するため、その再編整備その他必要な施策の推進に努めなければならない。

4 国は、前三項に規定する施策を実施するために必要な財政金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

### 第二節 振興拠点地域の開発整備

#### (振興拠点地域基本構想の作成)

第七条 都道府県は、当該都道府県内の特定の地域について、当該地域の特性に即した産業、文化、学術、研究、交流等に関する特色ある機能を集積させるための事業の総合的かつ計画的な実施を促進することにより、当該地域をその周辺の相当程度広範囲の地域の振興の拠点として開発整備するため、当該開発整備に関する基本的な構想（以下「振興拠点地域基本構想」という。）を作成し、主務大臣の承認を申請することができる。

2 振興拠点地域基本構想においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 前項に規定する開発整備を行おうとする地域（以下「振興拠点地域」という。）の区域

二 前項に規定する開発整備の方針に関する事項

四 前項の特色ある機能を集積させる上で中核となる民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号。以下「特定施設整備法」という。）第二条第一項各号に掲げる施設その他政令で定める施設（以下この節において「中核的施設」という。）であつて民間事業者が設置及び運営をするもの（以下この節において「中核的民間施設」という。）のうち当該重点整備地区において整備されるべきものの種類、位置、規模、機能及び運営に関する基本的な事項

五 当該重点整備地区において整備されるべき中核的民間施設以外の中核的施設の設置に関する基本的な事項

六 前項に規定する開発整備のために特に必要と認められる公共施設その他の施設（中核的施設であるものを除く。以下この節において「公共施設等」という。）の整備の方針に関する事項

七 環境の保全、地価の安定その他前項に規定する開発整備に際し配慮すべき事項

八 振興拠点地域基本構想は、国土総合開発計画その他法律の規定による地域振興に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。

九 都道府県は、振興拠点地域基本構想を作成しようとするときは、関係市町村に協議しなければならない。

する計画との調和が保たれたものであり、かつて、次の各号に該当するものであると認めるとときは、その承認をするものとする。

- 一 当該振興拠点地域基本構想に係る地域が次に掲げる要件に該当するものであること。
- イ 人口及び行政、経済、文化等に関する機能が過度に集中している地域及びその周辺の地域であつて政令で定めるもの以外の地域であること。

ロ 自然的・経済的社会的条件からみて一体として前条第一項に規定する開発整備を図ることが相当と認められる地域であること。

ハ 中核的施設及び公共施設等の用に供する土地の確保が容易であり、かつ、立地条件等からみて相当程度のそれらの施設の整備が確実と見込まれる地域であること。

二 当該振興拠点地域基本構想に係る前条第一項に規定する開発整備が当該振興拠点地域及びその周辺の相当程度広範囲の地域に対して適切な効果を及ぼすものであること。

三 その他内閣総理大臣が承認に当たつての基準として次条の規定により定める事項（以下「承認基準」という。）に適合するものであることを。

主務大臣は、振興拠点地域基本構想につき前項の規定による承認をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 都道府県は、振興拠点地域基本構想が第一項の規定による承認を受けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（承認基準）

第九条 承認基準においては、次に掲げる事項を

定めるものとする。

一 第七条第一項に規定する開発整備に関する基本的な事項

二 振興拠点地域及び重点整備地区の設定に関する基本的な事項

三 中核的施設の設置、中核的民間施設の運営及び公共施設等の整備の方針に関する基本的な事項

四 環境の保全、地価の安定その他第七条第一項に規定する開発整備に際し配慮すべき重要な事項

五 環境の保全、地価の安定その他第七条第一項に規定する開発整備に際し配慮すべき重要な事項

六 環境の保全、地価の安定その他第七条第一項に規定する開発整備に際し配慮すべき重要な事項

七 環境の保全、地価の安定その他第七条第一項に規定する開発整備に際し配慮すべき重要な事項

を第八条第一項の規定による承認を受けた振興拠点地域基本構想（前条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変後のもの。以下この節において「承認基本構想」という。）に基づいて計画的に行うよう努めなければならない。

主務大臣、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、承認基本構想の円滑な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

（促進協議会）

第十二条 承認基本構想に係る第七条第一項に規定する開発整備の内容が著しく広範にわたる等の場合において、主務大臣、関係行政機関の長及び当該承認基本構想を作成した都道府県の知事（以下この条において「主務大臣等」という。）が必要があると認めるときは、承認基本構想とともに、当該開発整備の促進に關し必要な協議を行うための協議会（以下「促進協議会」という。）を組織することができる。

前項の協議を行つた事項（次項において「会議」という。）は、主務大臣等又はその指名する職員をもつて構成する。

（振興拠点地域基本構想の変更）

第十一条 都道府県は、第八条第一項の規定による承認を受けた振興拠点地域基本構想を変更しよどするときは、主務大臣の承認を受けなければならぬ。

2 第七条第四項及び第八条の規定は、前項の場合について適用する。

（振興拠点地域基本構想の実施等）

第十二条 都道府県は、関係民間事業者の能力を活用しつつ、第七条第一項に規定する開発整備

5 前項に定めるもののはか、促進協議会の運営に關し必要な事項は、促進協議会が定める。

（税制上の措置）

第十三条 国は、租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）で定めるところにより、承認基本構想に定める中核的民間施設の重点整備地区内における整備の促進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

（地方税の不均一課税に伴う措置）

第十四条 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）第六条第二項の規定により、自治省令で定める地方公共団体が、重点整備地区内において中核的民間施設のうち自治省令で定めるものを承認基本構想に従つて設置した者について、当該中核的民間施設の用に供する家屋若しくは構築物若しくはこれら敷地であるときは、その敷地である土地の取得に対する不動産取扱税又は当該中核的民間施設の用に供する家屋若しくは構築物若しくはこれら敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が自治省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（固定資産税に係るこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。）のうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が自治省令で定められた日以後において行われたときは、当該減収額

について当該各年度の翌年度における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

#### (資金の確保)

第十五条 国及び地方公共団体（港務局を含む。）は、承認基本構想に定める中核的民間施設の設置に要する経費に充てるために必要な資金の確保に努めなければならない。

第十六条 国及び地方公共団体は、承認基本構想に定める公共施設の整備の促進に努めなければならない。

(国等の援助)  
第十七条 国及び地方公共団体は、承認基本構想の達成に資するため、承認基本構想に基づき中核的民間施設の設置及び運営を行う者に対し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

#### (地方債の特例等)

第十八条 地方公共団体が、民間事業者に貸し付け、又は出資の目的とするために、承認基本構想に定める重点整備地区において整備されるべき中核的施設及び第七条第一項に規定する開発整備のために特に必要と認められる施設であつて、公共施設以外のものの整備を行おうとする場合においては、当該整備に要する経費（当該地方公共団体の財政状況、当該事業の性質等を勘案して自治大臣が指定する経費に限る。）であつて、地方財政法（昭和二十三年法律第二百九号）第五条第一項各号に規定する経費に該当しないものは、同項第五号に規定する経費とみなす。

2 地方公共団体が、承認基本構想を達成するた

めに行う事業に要する経費に充てるために起つた地方債については、法令の範囲内において、整備その他の措置を講じつつ、これを行うようす限り、特別の配慮をするものとする。

(農地法等による処分についての配慮)  
第十九条 国の行政機関の長又は都道府県知事は、重点整備地区内の土地を承認基本構想に定める中核的施設の用に供するため、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該施設の設置の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(監視区域の指定)  
第二十条 都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の長は、振興拠点地域及びその周辺の地域のうち、地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがある、これによつて適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあると認められる区域を国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第二十七条の二第一項の規定により監視区域として指定するよう努めるものとする。

第四章 大都市地域の秩序ある整備  
第一節 大都市の機能の改善等

第二十一条 国及び地方公共団体は、人口及び行政、経済、文化等に関する機能が過度に集中している大都市について、これらの機能の適正化を図るために施設その他の都市機能の改善に資する施設の推進に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項に規定する施策の推進に当たつては、災害の発生を予防し、又のべきものを定めるものとする。

は災害の拡大を防止するために必要な建物の不燃堅牢化の促進、河川、道路、公園及び緑地の整備その他の措置を講じつつ、これを行うよう努めるものとする。

第二節 業務核都市の整備  
(業務核都市基本方針)  
第二十二条 内閣総理大臣は、東京都区部における人口及び行政、経済、文化等に関する機能の過度の集中を是正し、これらの機能の東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県及び茨城県の区域のうち、東京都区部及びこれと社会的に経済的に一体である政令で定める広域をいう。以下同じ。）における適正な配置を図るため、東京圏における東京都区部以外の地域においてその周辺の相当程度広範囲の地域の中核となるべき都市の区域（以下「業務核都市」という。）について、事務所、商業所等の業務施設（以下「業務施設」という。）を集積させることによるその整備に関する基本方針（以下「業務核都市基本方針」という。）を定めなければならない。

2 業務核都市は、次に掲げる要件を備えていなければならぬ。  
一 広域的な経済社会生活圏の中心であること。  
二 行政、経済、文化等に関する機能の東京圏における適正な配置に資するものであること。  
三 次項第四号の施設及び業務施設の用に供する土地の確保が容易であること。  
4 業務核都市基本方針は、国土総合開発計画、首都圏整備計画その他法律の規定による地域振興に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。  
5 内閣総理大臣は、業務核都市基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。  
6 内閣総理大臣は、業務核都市基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。  
7 前二項の規定は、業務核都市基本方針の変更について準用する。

一 第一項に規定する整備に関する基本的な事項  
二 業務核都市の設定に関する事項  
三 業務核都市のうち、業務施設を特に集積させることが適當と認められる地区（以下「業務施設集積地区」という。）の設定に関する事項  
四 業務核都市のうち、業務施設を特に集積する上で中核となる特定施設整備法第二条第一項各号に掲げる施設その他の政令で定める施設（以下この節において「中核的施設」という。）の設置及び運営をするもの（以下この節において「中核的民間施設」という。）の運営に関する基本的な事項  
五 第一項に規定する整備のために特に必要と認められる公共施設その他の施設（中核的施設であるものを除く。以下この節において「公共施設等」という。）の整備の方針に関する基本的な事項  
六 環境の保全、地価の安定その他の第一項に規定する整備に際し配慮すべき重要な事項  
7 業務核都市基本方針は、国土総合開発計画、首都圏整備計画その他法律の規定による地域振興に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。

2 業務核都市基本方針は、国土総合開発計画、首都圏整備計画その他法律の規定による地域振興に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。  
3 業務核都市基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の基本構想の指針となるべきものを定めるものとする。

## (業務核都市基本構想の作成)

都県は、業務核都市基本方針に基づき、当該都県内の都市の区域であつて前条第二項各号に掲げる要件に該当すると認められるものについて、同条第一項に規定する整備に関する基本構想(以下「業務核都市基本構想」といいう。)を作成し、主務大臣の承認を申請することができる。

業務核都市基本構想においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 業務核都市の名称及び範囲
- 二 前条第一項に規定する整備の方針に関する事項
- 三 業務施設集積地区の区域
- 四 中核的民間施設の種類、位置、規模、機能及び運営に関する基本的な事項
- 五 中核的民間施設以外の中核的施設の設置に関する基本的な事項
- 六 公共施設等の整備の方針に関する事項
- 七 環境の保全、地価の安定その他前条第一項に規定する整備に際し配慮すべき事項
- 八 (業務核都市基本構想の承認)
- 九 (業務核都市基本構想の作成しようとするときは、関係市町村に協議しなければならない。)
- 十 (業務核都市基本構想を作成しようとするとときは、主務大臣の承認を受けなければならない。)
- 十一 (振興拠点地域に関する規定の準用)
- 十二 (第二十三条第三項及び前条の規定は、前項の場合について準用する。)
- 十三 (第二十二条第三項及び前条の規定は第二十二条第一項の規定による承認を受けた業務核都市基本構想を変更しようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。)
- 十四 (第二十五条 都県は、前条第一項の規定による承認を受けた業務核都市基本構想を変更しようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。)
- 十五 (第二十六条 第二十三条第一項の規定は第二十二条第一項に規定する整備について、第十二条第一項の規定は第二十四条第一項の規定による承認を受けた業務核都市基本構想(前条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下この条において「承認基本構想」という。)について、第十三条及び第十五条の規定は承認基本構想に定める中核的民間施設につ
- 十六 (業務核都市基本方針に適合するものとする。)
- 十七 (当該業務核都市基本構想に係る業務核都市が第二十二条第二項各号に掲げる要件に該当するものとする。)
- 十八 (当該業務核都市基本構想に係る業務核都市が第二十二条第二項各号に掲げる要件に該当するものとする。)
- 十九 (業務核都市基本方針に適合するも

のであること。

二 前条第二項第一号から第七号までに掲げる事項にあつては、業務核都市基本方針に適合するものであること。

三 当該業務核都市基本構想に係る第二十二条第一項に規定する整備が当該業務核都市及びその周辺の相当程度広範囲の地域に対しても適切な効果を及ぼすものであること。

四 その他業務核都市基本方針に照らして適切なものであること。

2 主務大臣は、業務核都市基本構想につき前項の規定による承認をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 都県は、業務核都市基本構想が第一項の規定による承認を受けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(業務核都市基本構想の変更)

第二十五条 都県は、前条第一項の規定による承認を受けた業務核都市基本構想を変更しようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。

2 第二十三条第三項及び前条の規定は、前項の場合について準用する。

3 第二十二条第三項及び前条の規定は第二十二条第一項に規定する整備について、第十二条第一項の規定は第二十四条第一項の規定による承認を受けた業務核都市基本構想(前条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下この条において「承認基本構想」という。)について、第十三条及び第十五条の規定は承認基本構想に定める中核的民間施設につ

いて、第十六条の規定は承認基本構想に定める公共施設について、第十七条の規定は承認基本構想に基づき中核的民間施設の設置及び運営を行つ者について、第十八条第一項の規定は承認基本構想に定める中核的施設及び第二十二条第一項に規定する整備のために特に必要と認められる施設であつて、公共施設以外のものについて、第十八条第二項の規定は承認基本構想を達成するために行う事業について、第二十条の規定は業務核都市及びその周辺の地域について、

それぞれ準用する。

第五章 住宅等の供給の促進

第二十七条 国及び地方公共団体は、地域の特性に応じて、居住環境の良好な住宅及び宅地の供給の促進に関する施策を総合的に実施するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、著しい住宅地需要が存する大都市地域において、優良な宅地開発を促進するために必要な措置並びに宅地開発及び鉄道新線の建設を一体的に推進するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、市街地における住宅、事務所等の供給を促進するため、道路、空地の整備等市街地の環境の整備改善に配意しつつ、民間事業者による市街地の再開発を促進すること等により土地の合理的かつ健全な高度利用が図られるよう努めなければならない。

第六章 地域間の交流の促進

(総合的な高速交通施設の体系の整備)

第三十条 前二条に規定するものほか、国及び地方公共団体は、都市と農山漁村との同等の地域間の交流の促進を図るために、経済活動、教養文化活動、スポーツ、レクリエーション等を通じた地域間の多様な交流の機会を増大させ、又は展示施設その他の施設の整備等を促進するため必要な資金の確保、助言、指導、情報の提供その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域間の交流の機会の増大等)

第三十一条 前二条に規定するものほか、国及び地方公共団体は、都市と農山漁村との同等の地域間の交流の促進を図るために、経済活動、教養文化活動、スポーツ、レクリエーション等を通じた地域間の多様な交流の機会を増大させ、又は展示施設その他の施設の整備等を促進するため必要な資金の確保、助言、指導、情報の提

利便性の向上、地域間の交通の利便性に関する地域格差の是正並びに各地域における地域間の交通に係る需要の動向及び交通施設に関する利

用者の選好の動向に配慮しつゝ、全国的な交通網を構成する道路、鉄道、空港等の交通施設で、高速交通の用に供するものの総合的な体系の整備を促進するものとし、このために必要な調査及び計画の作成の推進、資金の確保等の財政金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第七章 雜則

第二十八条 国は、全国各地域を有機的かつ効率的に連結した高速交通網の構築による全国各地域間の交流の促進を図るため、地域間の交通の

第三十一条 国は、行政機能の各地域への分散を

図ることにより多極分散型国土の形成に資するため、法律又はこれに基づく命令の規定により國の行政機關の長に属させられた権限を地方公団体若しくはその長又は関係地方支分部局の長に委任すること等に努めるものとする。

(公共事業の実施についての配慮)

第三十一条 国は、公共事業の実施に関し多極分散型国土の形成が圖られるよう適切な配慮をしなければならない。

(連絡調整等)

第三十二条 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、総合的かつ計画的に実施すべき多極分散型国土の形成の促進に関する事業について、関係行政機關、関係地方公共団体及び関係事業者相互間の連絡調整を行うこと等により、その円滑な実施が図られるよう努めるものとする。

(大都市の特例)

第三十四条 第七条、第八条、第十条、第十一條(第一十六条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第十二条及び第二十三条から第二十五条までの規定により都道府県が処理することとされている事務又は都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、振興拠点地域又は業務核都市の全部が指定都市の区域に含まれる場合においては、当該指定都市が処理し、又は当該指定都市の長が行う。

2 前項の場合においては、第七条、第八条、第十一条及び第二十三条から第二十五条までの規定中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

3 第一項の場合においては、第十二条第一項中「及び当該承認基本構想を作成した都道府県の知事」とあるのは、「並びに当該承認基本構想を作成した指定都市の長及び当該指定都市を包括する都道府県の知事」とする。

(主務大臣)

第三十五条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 振興拠点地域基本構想の承認に関する事項及び承認を受けた振興拠点地域基本構想の円滑な実施の促進に関する事項については、内閣総理大臣、農林水産大臣、通商産業大臣、運輸大臣、建設大臣及び当該振興拠点地域基本構想に定める第七条第二項第四号の中核的民間施設に係る次の区分に応じて次の大臣

イ 特定施設整備法第二条第一項各号に掲げる施設 当該施設ごとに同法第五十九条各号の区分に応じて当該各号に定める大臣

ロ 第七条第二項第四号の政令で定める施設 当該施設ごとに政令で定める大臣

二 業務核都市基本構想の承認に関する事項及び承認を受けた業務核都市基本構想の円滑な実施の促進に関する事項については、内閣総理大臣、通商産業大臣、運輸大臣、建設大臣及び自治大臣並びに当該業務核都市基本構想に定める第二十二条第三項第四号の中核的民間施設に係る次の区分に応じて次の大臣

イ 特定施設整備法第二条第一項各号に掲げ

る施設 当該施設ごとに同法第五十九条各号の区分に応じて当該各号に定める大臣

ロ 第七条第二項第四号の政令で定める施設 当該施設ごとに政令で定める大臣

三 条から第二十五条までの規定により都道府県

が処理することとされている事務又は都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、振興拠点地域又は業務核都市の全部が指定都市の区域に含まれる場合においては、当該指定都市が処理し、又は当該指定都市の長が行う。

2 前項の場合においては、第七条、第八条、第十一条及び第二十三条から第二十五条までの規定中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

施設 当該施設ごとに政令で定める大臣  
附則

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章第二節、第四章第二節、第三十四条、第三十五条、次条、附則第三条及び附則第五条から附則第十条までの規定は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(北海道開発法の一部改正)

第二条 北海道開発法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項に次の一号を加える。

六 多極分散型国土形成促進法(昭和六十三年法律第二百五十三号)に基づく内閣総理大臣の権限(振興拠点地域の開発整備に関する部分)同法第九条の規定に基づき承認基準を定めることを除く。)で、北海道の区域内の地域に係るものに限る。の行使について補佐すること及び同法第十二条第四項の規定に基づき、促進協議会の庶務を処理すること。

第四条第二十七号の二の次に次の一号を加える。

マ 多極分散型国土形成促進法(昭和六十一年法律第二百五十三号)に基づく内閣総理大臣の権限(農林水産省設置法の一部改正)

第五条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第二百五十三号)の一部を次のように改正する。

第六条 農林水産省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

二十七の三 多極分散型国土形成促進法(昭和六十三年法律第二百七十五号)の施行に関する事務で所掌に属するものを処理すること。

八 多極分散型国土形成促進法(昭和六十三年法律第二百七十五号)に基づく内閣総理大臣の権限に属する事項(振興拠点地域の開発整備に関する部分)(同法第九条の規定に基づき承認基準を定めることを除く)で、沖縄県の区域内の地域に係るものに限る。)にて内閣総理大臣を補佐すること。

(国土庁設置法の一部改正)  
第四条 國土庁設置法(昭和四十九年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十一号中エをヒとし、シをエとシミをシとし、メをミとし、ユをメとし、キをユとし、サをキとし、アをサとし、テをアとシ、エをテとし、コをエとし、フをコとし、ケをフとし、マをケとし、ヤの次に次のように加える。

第五条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第二百五十三号)の一部を次のように改正する。

第六条 農林水産省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十九号の二の次に次の一号を加える。

（通商産業省設置法の一部改正）  
第六条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第三十九号の二の次に次の一号を加える。

三十九の三 多極分散型国土形成促進法(昭和六十三年法律第二百七十五号)の施行に関する事務で所掌に属するものを処理すること。

八 多極分散型国土形成促進法(昭和六十三年法律第二百七十五号)に基づく内閣総理大臣の権限に属する事項(振興拠点地域の開発整備に関する部分)(同法第九条の規定に基づき承認基準を定めることを除く)で、沖

縄県の区域内の地域に係るものに限る。)にて内閣総理大臣を補佐すること。

(沖縄開発庁設置法の一部改正)  
第六条 沖縄開発庁設置法(昭和四十七年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第四条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 多極分散型国土形成促進法(昭和六十三年法律第二百七十五号)に基づく内閣総理大臣の権限に属する事項(振興拠点地域の開発整備に関する部分)(同法第九条の規定に基づき承認基準を定めることを除く)で、沖

(運輸省設置法の一部改正)

第七条 運輸省設置法(昭和二十四年法律五百五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項第十号の次に次の一号を加える。

十の二 多極分散型国土形成促進法(昭和六十年法律第一項第十号)の施行に関すること。

第四条第一項第十号の次に次の一号を加える。

十の一 多極分散型国土形成促進法の規定に基づき、振興拠点地域基本構想及び業務核都市基本構想を承認すること。

(郵政省設置法の一部改正)

第八条 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第六十六号を第六十七号とし、第六十五号の次に次の一号を加える。

六十六 多極分散型国土形成促進法(昭和六十年法律第一項第十号)の施行に関すること。

十三年法律第一項第十号の施行に関すること。

人口及び行政、経済、文化等に関する機能の特と。

第五条第二十二号の十七の次に次の一号を加える。

二十二の十八 多極分散型国土形成促進法の定めるところに従い、振興拠点地域基本構想及び業務核都市基本構想の承認をすること。

第六条第五項及び第六項中「第六十四号及び第六十五号」を「第六十四号から第六十六号まで」に改め、同条第八項中「第六十六号」を「第六十七号」に改める。

(建設省設置法の一部改正)

第九条 建設省設置法(昭和二十三年法律第二百十

三号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号の三の次に次の一号を加える。

十三年法律第一項第十号の施行に関する事務を管理すること。

(自治省設置法の一部改正)

第十条 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 多極分散型国土形成促進法(昭和六十年法律第一項第十号)の施行に関する事務を行ふこと。

第五条第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 多極分散型国土形成促進法に基づき、振興拠点地域基本構想及び業務核都市基本構想を承認すること。

第五条第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 多極分散型国土形成促進法に基づき、振興拠点地域基本構想及び業務核都市基本構想を承認すること。

第五条第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 多極分散型国土形成促進法に基づき、振興拠点地域基本構想及び業務核都市基本構想を承認すること。

第五条第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 多極分散型国土形成促進法に基づき、振興拠点地域基本構想及び業務核都市基本構想を承認すること。

第五条第三号の二の次に次の一号を加える。

多極分散型国土形成促進法案(内閣提出)に  
関する報告書

一 議案の目的及び要旨  
二 本案は、人口及び行政、経済、文化等に関する

る機能が過度に集中している地域からこれらの機能の分散を図り、地方の振興開発と大都市地域の秩序ある整備を推進し、並びに住宅等の供給と地域間の交流を促進することにより、多極分散型国土の形成を促進し、もつて住民が誇りと愛着を持つことのできる豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 国の行政機関等の移転等

(1) 国は、東京都区部における人口及び行政、経済、文化等に関する機能の過度の集中は是正に資するため、移転基本方針に基づき、東京都区部に立地する行政機関の官署及び特殊法人の主たる事務所の東京都区部からの移転に努める。

(2) 内閣総理大臣及び各省大臣は、その所掌又は監督に係る行政機関の庁舎及び特殊法人の主たる事務所を東京都区部に立地させようとするときは、その旨を内閣総理大臣に通知する。内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、関係大臣に意見を述べることができる。

(3) 主務大臣、関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係指定都市の長が必要と認めると認めるときは、振興拠点地域の開発整備の促進に關し必要な協議を行ふための促進協議会を組織することができる。

(4) 国及び地方公共団体は、承認された振興拠点地域基本構想の実施を図るために、これらの施設が過度に集中している地域以外の地域への移転又は当該地域における新增設の促進に必要な措置を講ずるよう努める。

(5) 国の行政機関の長又は都道府県知事は、農地法その他の法律の規定による許

る都市機能の増進に資する施策の推進、農山漁村の育成を図るための生活環境、産業基盤等の整備の推進及び人口の減少等により基礎条件が著しく変化した集落の再編整備等の推進に努める。

二 振興拠点地域の開発整備

(1) 都道府県又は指定都市は、地域の特性に即した産業、文化、学術、研究、交流等に関する特色ある機能を集積させるための事業の総合的かつ計画的な実施を促進することにより、相当程度広範囲の地域の振興の拠点となる振興拠点地域を開発整備するため、振興拠点地域基本構想を作成し、主務大臣の承認を申請することができる。

(2) 都道府県又は指定都市は、関係民間事業者の能力を活用しつつ、振興拠点地域基本構想に基づいて、その開発整備を計画的に行うよう努める。

(3) 主務大臣、関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係指定都市の長が必要と認めると認めるときは、振興拠点地域の開発整備の促進に關し必要な協議を行ふための促進協議会を組織することができる。

(4) 国及び地方公共団体は、承認された振興拠点地域基本構想の実施を図るために、これらの施設が過度に集中している地域以外の地域への移転又は当該地域における新增設の促進に必要な措置を講ずるよう努める。

(5) 国の行政機関の長又は都道府県知事は、農地法その他の法律の規定による許

2 地方の振興開発に関する施策

(1) 地方の振興開発に関する施策

国及び地方公共団体は、地方都市における

可その他他の処分を求められたときは、適切な配慮をする。

(6) 都道府県知事又は指定都市の長は、振興拠点地域及びその周辺の地域のうち、地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあり、これによつて適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあると認められる区域を国土利用計画法に規定する監視区域として指定するよう努める。

### 3 大都市地域の秩序ある整備

#### (1) 大都市の機能の改善等

国及び地方公共団体は、人口及び行政、経済、文化等に関する機能が過度に集中している大都市について、これらの機能の適正な配置を図るための施策その他の都市機能の改善に資する施策の推進に努めるとともに、これらの施策を防災上必要な措置を講じつつ行うよう努める。

#### (2) 業務核都市の整備

(1) 内閣総理大臣は、東京都区部における人口及び行政、経渋、文化等に関する機能の過度の集中を是正し、これらの機能の東京圏における適正な配置を図るために、東京都区部以外の地域におけるその周辺の相応程度広範囲の地域の中核となるべき業務核都市について、事務所、営業所等の業務施設を集積させることによるその整備に関する業務核都市基本方針を定める。

(2) 都県又は指定都市は、業務核都市基本方針に基づき、業務核都市基本構想を作成する。

### 4 住宅等の供給の促進

国及び地方公共団体は、地域の特性に応じつつ住宅及び宅地の供給の促進に関する施策を総合的に実施するとともに、大都市地域において優良な宅地開発を促進するために必要な措置並びに宅地開発及び鉄道新線の建設を一括的に推進するため必要な措置を講ずるほか、市街地における住宅等の供給を促進するため土地の合理的かつ健全な高度利用が図られるよう努める。

### 5 地域間の交流の促進

国は、総合的な高速交通施設の体系の整備、情報の円滑な流通の促進を図るために基礎的整備等及び地域間の交流の機会の増大等のため必要な措置を講ずるよう努める。

### 6 その他

(1) 国は、多極分散型国土の形成に資するため、國の権限を地方公共団体又はその長等に委任すること等に努めるほか、公共事業の実施に関し適切な配慮をする。

(2) 内閣総理大臣は、総合的かつ計画的に実施すべき多極分散型国土の形成の促進に関する

成し、主務大臣の承認を申請することができる。

(3) 国及び地方公共団体は、承認された業務核都市基本構想の実施を図るため、税制、金融、地方債の特例、公共施設の整備その他の必要な措置を講ずる。

(4) 都県知事又は指定都市の長は、業務核都市及びその周辺の地域につき、振興拠点地域と同様、国土利用計画法に規定する監視区域の指定に努める。

## 二 議案の可決理由

本案は、多極分散型国土の形成を促進することにより国土の均衡ある発展を図る措置として妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和六十二年四月二十五日

土地問題等に関する特別委員長 小此木彦一郎

衆議院議長 原 健三郎殿

〔別紙〕

多極分散型国土形成促進法案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たつては、次の点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 地域の特性を生かした地域づくりを進め、多様性のある国土の形成を促進するため、地域の行政基盤を強化する必要がある。このため国は更に権限の地方公共団体への委譲を推進し、地方財源の確保に努めること。

二 地価の高騰が国民の住生活の向上と社会資本

する事業について、関係行政機関、関係地方公共団体及び関係事業者相互間の連絡調整を行うこと等により、その円滑な実施に努める。

(3) この法律は、公布の日から施行する。ただし、振興拠点地域の開発整備及び業務核都市の整備に関する規定は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

の整備等社会、経済の発展に重大な支障を及ぼしている現状にかんがみ、地価高騰抑制措置として、国土利用計画法の機動的運用、不動産業界等に対する強力な指導を引き続き行うとともに、良好な住宅、宅地の供給を促進し、国土均衡ある発展に資するため、地価の安定に更に努力すること。

衆議院会議録第十五号中止誤	
正	質疑
同月	質疑
同日	質疑
四一七	質疑
五九七	質疑
二二	質疑
一末六	質疑
二	質疑
三三七	質疑

昭和六十三年四月二十六日

衆議院会議録第十九号

七三八

明治三十五年三月三十一日  
便物認可日

## 発行所

〒 105

東京都港区虎ノ門二丁目一番四号  
大蔵省印刷局  
電報課  
電話  
三三三一  
三三三二  
三三三三一定価  
一価  
〇一円部